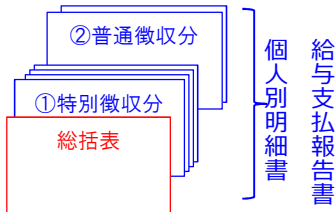


特別徴収義務者の皆様におかれましては、那覇市への給与支払報告書（総括表及び個人別明細書）の提出をお願いします。

総括表 記載例

○ 給与支払報告書提出時のお願い

- 令和3年度給与支払報告書の提出期限は令和3年2月1日（月）です。期限内の提出をお願いします。
- 昨年度、那覇市へ給与支払報告書の提出があった事業所については、総括表を12月中に送付いたします。記載例を参考に記入してください。
- 那覇市においては、給与支払報告書は**正本1部のみ**提出して下さい。個人別明細書は右図のように、特別徴収分、普通徴収分の順で並べて下さい。
- 提出の対象者は**令和3年1月1日現在、那覇市に住所のある方で令和2年中に給与等の支払を受けた全ての方**です。正社員・アルバイト等の就労形態、支払金額の多少、個人で確定申告をするかどうかにかかわらず全て提出して下さい。
- 令和2年中に退職された方については、退職時の住所地の市町村に提出して下さい。支払金額が30万円以下の退職者でも適正課税の観点から提出にご協力下さい。
- 個人事業主の場合は、本人確認も必要となりますので、「**マイナンバーカード**」または、「**マイナンバーの通知カードと身分証明書**(顔写真付きは1点、それ以外は2点)」を窓口で提示するか、郵送の場合はその写しを添付して下さい。
- 報告人数が0人の場合は、給与支払報告書を提出する必要はありません。
- 追加・訂正で再度提出する場合は那覇市用の総括表を那覇市のホームページから印刷してください。その際には、**総括表の左上に「追加（訂正）分」と朱書きし、特別徴収義務者指定番号**の記入もお願いします。また、訂正分の場合は個人別明細書の適用欄にも訂正分と記入して下さい。
- 令和3年度給与支払報告書の提出後、4月1日までに転勤・退職等があった場合は、4月15日までに「給与所得者異動届出書」を提出して下さい。（ただし、異動者が令和2年度に特別徴収の対象者となっている場合は、異動のあった日の翌月10日までに「給与所得者異動届出書」を提出して下さい。）



令和3年度 給与支払報告書(総括表)

令和3年1月11日提出													
指定番号 87654321													
給与の支払期間	令和	年	月	日から	月	日まで							
給与支払者の個人番号または法人番号	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	9	8	7
特別徴収義務者の所在地(住所)	〒900-0021 那覇市泉崎1丁目1番1号						事業種目	製造業					
名称又は氏名	株式会社 なは						受給者総人員	45 人					
報告人員	特別徴収対象者						29 人						
	普通徴収対象者(退職者)						3 人						
	普通徴収対象者(退職者を除く)						1 人						
	報告人員の合計						33 人						
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名	代表取締役社長 那覇 太郎						所轄税務署名	那覇税務署					
連絡者の氏名所属課係名電話番号	総務課 給与係 氏名 比嘉 (電話) 861-3328 内線 111						給与の支払方法及びその期日	毎月20日					
関与税理士等の氏名及び電話番号	氏名 那覇会計事務所 (電話) 098-867-0111(金城)						納入所の送付	必要・不要					

提出期限 令和三年二月一日

○ 総括表の記入について

- 平成29年度から特別徴収義務者の法人番号または個人番号(マイナンバー)の記入が始まっております。
- 印字された所在地、名称等に変更がある場合は、総括表右面に記入して下さい。
- 「報告人員」のうち、普通徴収対象者がいる場合は、下段の「普通徴収切替理由書」欄に、理由毎の内訳人数も記入して下さい。
- 「連絡者の係・氏名・電話番号」の記入、会社または代表者の印鑑の押印も忘れずをお願いします。

問合せ・提出先	〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所 3階 市民税課 ※郵送の際は宛先の後に「給報在中」と記入をお願いします。 TEL: 098-861-3328 FAX: 098-862-4258
---------	--

普通徴収切替理由書 (普通徴収とする人数の内訳)

略号	普通徴収とする理由(下記a~f以外の理由は切替不可)	人数
a	常時2人以下の家事使用人のみの事業所	人
b	給与の支給期間が1月を超える者(給与の支払いが不定期の者を含む)	人
c	退職者または休職者(5月31日までに退職または休職する予定の者を含む)	3 人
d	税額が給与額を上回るため、給与から天引きできない者	人
e	乙欄適用者(他の事業所で特別徴収される者)	1 人
f	事業専従者(青色申告者の専従者は源泉徴収の義務があるため除く)	人
合計		4 人

○個人別明細書の作成について（記載例）

※										※種別										※整理番号										※																																																																																									
区分										受給者番号										個人番号										1111111111111111																																																																																									
住所 那覇市泉崎〇丁目△番地□□号 (浦添市宇安波茶●●番地)										氏名 那覇 太郎										フリガナ ナハ タロウ																																																																																																			
種別 給与・賞与										支払金額 6,847,500										所得控除の額の合計額 5,062,750										源泉徴収税額 3,730,000										0																																																																															
配偶者(特別)控除の額 380,000										特定 1										老人 1										その他 5										障害者の数 (本人を除く) 1										非居住者である 親族の数 2																																																																					
社会保険料等の金額 260,000										生命保険料の控除額 90,000										地震保険料の控除額										住宅借入金等特別控除の額 66,600																																																																																									
⑦ b (1) 那覇 正(非居住者) (2) 那覇 五郎(年少)										前職: 有限会社おきなわ 令和2年3月31日退職 支払金額 910,000円, 社会保険料 65,000円, 源泉税額 9,000円																																																																																																													
住宅借入金等特別控除の額 205,000										居住開始年月日 27年5月20日										住宅借入金等特別控除区分(1回目) 住(特)										住宅借入金等特別控除区分(2回目)																																																																																									
配偶者(特別)控除対象配偶者 那覇 花子										配偶者の合計所得 650,000										基礎控除の額 3										所得金額調整控除額 4																																																																																									
1 那覇 春子										2 那覇 一郎										3 那覇 二郎										4 那覇 秋子										1 那覇 三郎										2 那覇 夏子										3 那覇 冬子										4 那覇 四郎																																																	
5										6										7										8										9										0										0										0										0										0										0																			
支										払										者										支										払										者										支										払										者										支										払										者									
個人番号又は法人番号 98765432110987										住所(居所)又は所在地 那覇市泉崎1丁目1番1号										氏名又は名称 株式会社 なは										(電話) 098-861-3328																																																																																									

③ 給与と支払報告書(個人別明細書)

(市町村提出用)

○給与支払報告書における「同一生計配偶者」について

税制改正により平成31年度から「控除対象配偶者」が「同一生計配偶者」に改組され、給与所得者の合計所得金額が1,000万円を超える方の配偶者については、給与支払報告書上の記載箇所がなくなりました。このため、給与支払報告書のみでは「同一生計配偶者」の判断をすることができないため、配偶者の所得課税証明書等の発行ができなくなります。

つきましては、同一生計配偶者に該当される方は、住民税申告を行っていただくようご案内をお願いいたします。 ※詳細については那覇市役所ホームページ参照

① 給与と所得控除後の金額(調整控除後) 支払金額に応じて所得税法別表第5により求めた給与と所得控除後の給与等の金額を記載してください。なお、所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を控除した後の金額を記載してください。

② 住宅借入金等特別控除区分 年末調整の際に、適用を受けている(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の区分を次のように記載してください。

区分	記載方法
一般の住宅借入金等特別控除の場合(増改築等を含む。)	住
認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合	認
特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合	増

東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成23年から令和3年12月31日までの間に新築や購入、増改築等をした家屋に係る住宅借入金等について震災特例法第13条の2第1項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定の適用を選択した場合

上記の区分のほか、この控除に係る住宅の新築、取得又は増改築等が「特別特定取得」に該当する場合には「(特特)」と、「特定取得」(特別特定取得以外)に該当する場合には「(特)」と併記してください。

③ 基礎控除の額 基礎控除の額が、32万円または16万円または0円の場合は、その額を記載してください。ただし、基礎控除の額が48万円の場合は、記載不要です。

④ 所得金額調整控除額 所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を記載してください。

⑤ 寡婦ひとり親 各欄について、受給者が該当する項目がある場合に「○」を付してください。

寡婦とは……「ひとり親」に該当せず、事実上婚姻関係と同様の事情であると認められる人がいない、次のいずれかに当てはまる人です。
① 夫と離婚した後、扶養親族がいる人で、合計所得金額が500万円以下の人
② 夫と死別した後婚姻をしていない又は夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得金額が500万円以下の人。

ひとり親とは……婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下)がいる単身者のうち次の要件に当てはまる人です。
① その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと。
② 合計所得金額が500万円以下であること。(控除額 30万円)

⑥ 元号 受給者の生年月日の元号を漢字(「明治」、「大正」、「昭和」、「平成」又は「令和」)で記載してください。

⑦ 摘要

- 所得金額調整控除適用がある場合は、該当する要件に応じて、次のように記載してください。

要件	記載方法
本人が特別障害者	記載不要(※)
同一生計配偶者が特別障害者	同一生計配偶者の氏名(同配) 例)那覇花子(同配)
扶養親族が特別障害者	扶養親族の氏名(調整) 例)那覇一郎(調整)
扶養親族が年齢23歳未満	

※「本人が障害者」の「特別」欄に「○」を付してください。
ただし、上記「同一生計配偶者」又は「扶養親族」の氏名が下記ア～ウに記載されている場合は、記載を省略できます。
ア、「(源泉・特別)控除対象配偶者」欄 イ、「(源泉・特別)控除対象扶養親族」欄
ウ、「16歳未満の扶養親族」欄

- 普通徴収を希望する場合は、総括表にある普通徴収切替理由書の略号a～fを記載してください。略号の記載がない場合には特別徴収となります。
- 支払金額に前職分を含む場合は、前職の会社名・支払金額・退職年月日を記載してください。摘要欄に記載がない場合は、前職分を含まない(貴事業所からの支払金額のみ)ものとなります。

令和2年3月31日以前に退職し年末調整を行っていない受給者で、改正前の寡婦控除の適用がある場合には、「○」を付さず、摘要欄に記載してください。
例)旧寡婦、旧寡夫、旧特別の寡婦

※上記①～⑤までは、年末調整をした受給者のみ記載してください。